

令和7年 第10回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和7年10月22日（水） 午後1時30分開会
午後3時30分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
３２	摂津市教育委員会事務局の人事異動の件	承認

報告事項

番号	件名
1	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
2	令和 7 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）について
3	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
4	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について
5	令和 7 年度 9 月までの問題行動等報告について
6	令和 7 年度 9 月までの問題行動等具体的事案及び追跡報告について
7	各課事業日程報告について

教 育 長	若狭孝太郎	教 育 総 務 部 長	安 田 信 吾	こども家庭部長	森 川 護
教育長職務代理者	福 元 実	教育総務部副理事	大 崎 貴 子	こども家庭部副理事	松 田 紀 子
委 員	大 矢 優 子	教 育 政 策 課 長	小 西 仁	兼出産育児課長	
委 員	藤 村 裕 爾	学 校 教 育 課 長	田 中 大 介	こども家庭部副理事	飯 野 祐 介
委 員	榑 奈津子	学校教育課参事 (教職員人事担当)	羽 田 行 伸	兼こども政策課長	
		教 育 支 援 課 長	武 田 進 介	こども家庭相談課長	佐 野 嘉 宏
		生 涯 学 習 課 長	千 葉 郁 子	保育教育課長	湯 原 正 治
		学 校 教 育 課 長 代 理	樋 口 三 花	保育教育課参事	中 川 資 子
		教育支援課長代理	久米真由美		
		教育政策課長代理	井 上 智 之		
		教育政策課係員	末 永 侑 希		

教育長	ただいまから、令和 7 年第 10 回教育委員会定例会を開催いたします。 本日の署名委員は藤村委員です。よろしくお願いいたします。 本日は、付議事件が 1 件、報告事項が 7 件ございます。 まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。 報告事項（6）につきましては、会議を公開することで個人が特定される恐れがございますので、関係法令の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。 従いまして、まず議案第 32 号から報告事項（7）まで進み、暫時休憩を取ります。その後、秘密会を宣言し、報告事項（6）に進みますが、皆様ご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしとのことですので、本日の議事につきましては、ご説明したとおり進行いたします。 まず、議案第 32 号「摂津市教育委員会事務局の人事異動の件」について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	〔摂津市教育委員会事務局の人事異動の件について説明〕
教育長	説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございますか。 それでは、ご意見・ご質問等ございませんので、議案第 32 号「摂津市教育委員会事務局の人事異動の件」について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしとのことですので、議案第 32 号「摂津市教育委員会事務局の人事異動の件」については承認いたします。 それでは次へ進みます。報告事項（1）「事業実施に伴う後援名義の使用承認について」、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長	[事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。
大矢委員	最近、このような子どものキャリア教育的な、「おみせやさんごっこ」で経済を学ぶというものが増えている傾向にあるのでしょうか。
学校教育課長	委員がおっしゃった通りですね。毎月の後援名義のリストを見ていただいてもわかるように、お金についての学びであったり、キャリアについての学びであったり、また地域も関わって共に子どもを育てていくというようなイベントが多い状況が見られます。それは社会が求めているのかなとも感じております。
榊委員	「キッズマネースクール」などですが、このような事業は後援名義の使用承認を出すときに、内容などもある程度確認をされているのでしょうか。 実は私、これに子どもと一緒にいったことがあるのですが、ちょっと「教育委員会の後援が必要かな？」と、少し疑問に思いました。ですので、内容をちゃんと把握されているのかなというのが質問です。
学校教育課長	内容についての把握は、チラシや目的など、営利活動等ではないかということです。この事業ですと、市の就学前教育・学校教育の推進に資する事業であると判断いたしました。それに値する、判断できる資料を、申請者とやり取りをして、承認に値するかを判断している状況です。
榊委員	内容は、子どもにとっては新しい教育というか、新しい情報として必要なのかなとは思いましたが、「営利目的ではない」とのことでしたが、それが見え隠れし、少し気になりました。 「お金がかかります」的なことは何も言われてないのですが、「このまま話が続いていくと、そちらに流れていくのだな」と思いましたので。ひどい内容ではなかったのですが、今後、承認する

際は、意識して頂きたいと思った次第です。

教育長

後援申請の承認については、決裁自体は私のところまで上がってきます。それぞれ担当にはいろいろ質問し、話をしていますし、担当もすごく気にはしています。特に営利を含めたものが隠されたまま進めていないかなどは、非常にアンテナ高く持っているつもりです。実態に即した話につきましては、後で改めて付け加えさせていただき、今後の参考にしたいと思います。

私から一点、承認日から開催時期の日時までの期間が非常に短いものが何件かあるのですが、原則、基準があると思うのですがどうですか。

教育政策課長

1 か月前の申請が原則となっております。

教育長

また、承認があった日が近い場合は、その団体に「次はそういうことがないように」とお伝えいただければ、教育委員の皆さんもこの中の案件を確認して「参加してみよう」ということもあるかと思いますので、よろしくお願いします。

他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、ご意見・ご質問がないようですので、次へ進みます。

続きまして、報告事項（２）「令和７年度摂津市一般会計補正予算（第３号）」について、こども政策課から説明をお願いします。

こども政策課長

[令和７年度摂津市一般会計補正予算（第３号）について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

大矢委員

児童手当のところで教えてほしいのですが、児童手当のない人というのは、所得制限がかかっているなどではなくて、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

こども政策課長

児童手当を受けておられない方ですが、昨年度の１０月分から児童手当につきましては所得制限がなくなっております。１８歳の３月までの児童すべてが対象となっております、本市から

児童手当を支給していない世帯というのは、主に公務員の世帯で、公務員は職場から支給されることになっておりますので、本市から支給していないということです。

他には、DV 等の関係で摂津市内の小中学校に在籍しているけれど、児童手当は他市から支給されているというようなケースがあるかと思います。はっきりとした人数は、なかなか掴みづらいところですが、今年4月時点の住基人口の中学生年代の人口と、児童手当を支給する人数を比較しますと100人程度でございますことから、2,200人という数字を出しております。

教育長

他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。

1点目、2点目については、これまでも説明があったかと思いますが、3点目については今日が初めてだと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見・ご質問がないようですので、次へ進みます。

続きまして、報告事項(3)「摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件について」、こども政策課から説明をお願いします。

こども政策課長

〔摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件〕について説明〕

教育長

説明が終わりました。ご質問・ご意見ございましたら、お願いいたします。

大矢委員

2つ目の健康診断のところですが、利用開始直前に検診を受けていたらしなくてもよいという弾力的な内容だと思いますが、それは現場の方からそのような声が上がっていたのでしょうか。

保育教育課長

こちらにつきましては令和6年度の地方から国に対する要望事項の中に、要望事項として上がっていたものが採用された、現場からの声が活かされたというような形になっております。

教育長

他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。

それでは、ご意見・ご質問がないようですので、次へ進みます。
続きまして、報告事項（４）「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課参事

[公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について説明]

教育長

説明が終わりました。ご質問・ご意見ございましたら、お願いいたします。

藤村委員

市教育委員会は何をするのか、各学校は何をするのか、もう少し具体的に分かりやすく説明をお願いします。

学校教育課参事

教育委員会といたしましては、まず令和８年度中に計画を策定し、実行する予定です。その計画の策定にあたっては、国が示している業務の３分類を参考に、現在教育委員会として学校に求めている業務内容を洗い出したうえで、学校外で担える業務がないか検討を行います。

具体的には、学校が現在実施している業務の一部をアウトソーシング可能かどうか精査し、実現可能な改善策を関係各課で検討しています。それらの改善策を計画に盛り込み、学校の業務量削減を目指して取り組んでいきたいと考えています。

さらに、校長先生方には、学校現場で子どもたちに向き合う時間を確保するために、自校で削減可能な業務を精査していただきたいと考えています。その際、校長先生方には、具体的な削減内容や取り組み方を学校経営計画に明記していただき、それをもとに実施していく方針です。

市教育委員会の実施計画と各学校の学校経営計画内容が一致するように、計画を学校に周知したうえで、校長先生方が具体的な施策を取り組める環境を整備します。さらに、教育委員会として学校の状況を把握し、必要な助言や指導を行うことで、計画が円滑

に進むよう支援したいと考えています。

藤村委員

市が考え策定する実施計画はいつ頃見えてきますか。例えば、この教育委員会会議に案が示されますか。

学校教育課参事

事務局内での取りまとめとしては、12月中にはしっかり取りまとめて作成したいと考えております。1月の教育委員会定例会において案を示させていただき、そこでご意見等も頂戴し完成させ、2月の総合教育会議にかけたいと考えています。

藤村委員

業務量管理というのは、分かりやすいというか具体的な方法はあるのでしょうか、もう一つの健康確保措置実施計画というのは、また別の計画ですか。

学校教育課参事

健康確保措置実施計画の内容についてですが、一部には勤務時間インターバル制度の導入なども含まれています。ただし、この計画で最も重要な目標は、教員の時間外在校等時間が長時間化している現状を改善することです。

国の方針としては、令和12年度までに「時間外在校等時間が月平均45時間を超える教員をゼロにする」ことを目指しています。しかし、本市の現状を見ても、月80時間を超える教員が依然として多く、それが教員の健康に重大な影響を及ぼしていることが、データでも示されています。月80時間を超える時間外勤務は、病気の発症リスクも高まることが分かっており、これを減らすことが喫緊の課題であると認識しています。

健康確保措置実施計画は、教員の長時間労働を削減し、健康を守るという観点からも非常に重要な意味を持つものです。この計画では、こうした目標を具体的に盛り込んだ内容を構築したいと考えています。

教育長

委員の質問中ですが、付け加えて、この実施計画のひな型が示されると聞いています。そのひな型は既に提供されていますか。それとも、まだ提供されていない場合、いつ頃示される予定でしょうか。

学校教育課参事

はい、ひな型については既に示されています。ただ、今回配布した資料の中には含まれておりません。現在、我々の手元にあるひな型を参考にしながら、具体的な計画の作成を進めているところです。

藤村委員

現時点では配付されていませんが、別添5と記載された資料のことですね。後ほど提供をお願いしたいと思います。

また、業務の3分類についてですが、内容を見ますとかなり無理なものが含まれているようです。例えば、「教員が主に担わない業務」として事務職員が担当するものが挙げられていますが、事務職員の業務内容が非常に多岐にわたり、現場で抱え込むのは困難だと思います。例えば、学校のホームページ作成や掃除などがありますが、これらは負担が大きいのではないのでしょうか。20～30年前の記憶ですが、事務職員の業務内容や役割分担については曖昧だった印象があります。この点についてはどうお考えでしょうか。

また、以前の総合教育会議で、市長が「支援スタッフが必要」と言及されましたが、財政的には厳しい状況ながらも努力をする旨の発言があったと記憶しています。この点については、今後も議論を続け、支援スタッフの配置を強く推進していただければと思います。

さらに、服務監督権者である市教委が保護者や地域に業務分類を周知する際、学校が担う必要のない業務について反発や誤解が生じる可能性があります。特に保護者への丁寧な説明が重要ですので、そこにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

学校教育課参事

ご意見ありがとうございます。発言の順が前後しますが、まず保護者や地域への周知に関してお答えします。文部科学省が示しているチラシなどの資料を活用しながら情報を伝える予定です。併せて、具体的な取り組み内容についても説明できるよう準備を進めています。今年度中には周知が完了するよう、対応を進めてまいります。

次に、業務の3分類に関する件ですが、学校現場の声をしっか

り聞き取り、それを計画に反映させることを基本方針としております。校長先生方とも十分連携し、ご意見をいただきながら計画を進めていきたいと考えています。

事務職員の関与については、すべての業務を事務職員に委任することは考えていません。一方、本市では共同学校事務室を設置し、事務職員が連携して業務に取り組む体制を整えています。この仕組みを活用することで、学校の負担軽減や業務の効率化を図れる可能性があると考えています。現在、この共同学校事務室は2年目を迎えており、その運用状況を見ながら適切な業務分担を模索していく予定です。

以上の取り組みは、学校業務量の管理や負担軽減につながるものと考えております。今後も共同学校事務室との連携を図りながら、実施計画を着実に進めてまいります。

教育長職務代理者

教員の働き方改革の一環でこのような話が出てきているのではないかと思います。教員の仕事内容が、最近は保護者対応などにかなりの時間がとられている。本来、こどもと関わらないといけない時間がそこに取られていて、これは大変だなということが実際に起こっている。

保護者対応については、学校がチームで対応するということが多かったが、さらに最近の傾向としては、保護者対応に第三者機関を積極的に活用すべきということがある。その際には、その外部との連携・調整を市教委がされると思うのですが、市の教育委員会事務局として、外部の第三者機関を設けて活用していくという方向は考えておられるのでしょうか。全国的にはまだ少数だとは思いますが、いずれはそのような状況になっていくのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

3分類の中でも、学校以外が担うべき業務として「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」が示されております。では、どの組織が他市の事例とかを見ますと、学校教育課の中に、法律関係に詳しい行政職員を重点的に配置するなどの取組等もございます。現時点で、市教育委員会としては、第三者機関を設けてはいませんが、保護者との対応で非常に疲

弊するという現状はあります。他市の状況や、その成果も含めて検討してまいります。

大矢委員

非常に難しいなと思うのが私の感想で、学校の働き方改革を進めるためには、専門家の配置や、DX化を進めるなどがありますが、お金があればコンサルを入れたいぐらいです。その役割を教育委員会事務局がするというので、事務局の方に頑張って欲しいというのは、辛いところだなと思っています。

保護者対応については、だいぶ時間を割いていますし、でも、それはしなければならないことだとも思います。また、このチラシを見たとき、保護者がどう思うのかな。いつも保護者からの声で「ちょっとしたことでも先生に相談したいのに、先生は忙しそうなので相談できないのです」という声も聞かれるので、そこも難しいことだなと思います。

必要なことを保護者が先生に伝える、あるいは問題事にしても相談事にしても、保護者同士で解決できるのだったら、保護者同士で解決できるようなことがあればいいのですが、保護者同士が繋がりにくくなっているようにも言われます。そういう機会も育てていけたらいいのですが、それはやはり難しいことですね。

榊委員

保護者への周知についてですが、文部科学省が示しているチラシをそのまま配布するのではなく、保護者目線で具体的で分かりやすい形で伝えることが重要だと思います。

ただ、「先生の働き方改革」という内容を説明されても、実際に教員がどれほどの業務を抱え、どれほど大変な状況かという実態を知らない保護者にとっては、「働き方改革をします」と言われても納得しづらいのではないのでしょうか。

保護者の視点では、「大人の先生たちの働き方を変えたい」というよりも、「まずは子どもたちに対してもっと何かしてほしい」と感じる方が多いはずです。ですので、「働き方改革は子どもたちとの時間を確保し、より丁寧に向き合うためのものだ」という趣旨を、簡潔かつ分かりやすい形で伝えることが重要です。そうすることで、保護者にも本来の目的がしっかりと理解され、納得してもらえるのではないかと思います。

一方で、文字ばかりのチラシや難解な言葉を多用した資料では、保護者から反感を買ってしまう可能性があります。このチラシを見たときの保護者の感想としても、「内容が理解できず、認識が否定的になる可能性がある」と感じられます。しかし、しっかりと背景や目的を伝えれば、理解も進み、意見もすぐに変わると思います。保護者へどのように伝えるかは難しい課題ですが、とても大切なポイントだと考えています。

学校教育課参事

ご意見ありがとうございます。まず、チラシの提供方法が非常に重要であることは認識しています。また、それ以上に重要なのは、計画を策定する際の内容です。この計画には、現状や課題を記載する項目が含まれています。教員が現在どのような状況に置かれているかを具体的に示し、それを公表することで、関係者にしっかり説明を行っていきたいと考えています。

さらに、このチラシは保護者だけでなく、校長先生方に向けてもメッセージを届けるものです。その際、校長先生方にも目的を誤解せずに認識いただきたいと思います。具体的には、委員皆様がおっしゃるように「こどもと向き合う時間を確保する」ことがこの計画の目的です。教員の働く時間を単純に減らすことが目的ではなく、DXの推進や働き方改革を通じて、教員が子どもたちとより良い関係を築ける環境を整えることが目指されています。

この共通認識のもと、計画策定を進めるだけでなく、学校現場に適切な働きかけを行っていくことを考えています。いただいた心配事についても、丁寧に対応してまいります。それにより、関係者全員が納得できる形で取り組みを進めていきたいと考えています。

教育長

法改正から半年ほど経過して、9月の末に本日提示の資料が公開されたことで、学校教育課参事の方でも様々な場面で説明をしたかと思います。参事の感覚的なもので良いのですが、校長先生・教頭先生の感想というか捉え方、これはどんな感じでしたか。いわゆる現場の捉え方を肌感覚で教えてほしいのですが。

学校教育課参事

感覚としてですが、校長先生方と直接話をする中で、「法改正があった以上、示された内容に沿って取り組むしかない」という認識を持たれているように感じます。「仕方がない」と言うと雑な表現になってしまいますが、摂津市のこれまでの取組を踏まえると、先生方が非常に努力されていることは確かです。そして校長先生方も、その成果を高く評価されています。

例えば、近隣の市町村では早い時間帯、場合によっては夕方5時には電話がメッセージ対応に切り替わる地域もあります。一方で、摂津市は保護者に寄り添う対応を重視してきたため、現在の状況があるのだと思います。それは先生方の頑張りに大きく支えられていることを校長先生方も認識されています。しかし、先生方がこれまで頑張ってきたからといって、現状のままで良いとは言えません。これから何らかの改善を進めなければならない、という意識を校長先生方は持たれていると感じます。

こうした中で、校長先生方は「労務管理の観点で何ができるか」を具体的に考え始めています。そして教頭先生方ともコミュニケーションを取りながら、各学校の現状に即した実現可能な方法について検討している様子が見受けられます。

各教職員がこの取り組みをどのように受け止めているかについては、まだ情報を十分に得られていません。この点については今後、教職員の声を集めていきたいと考えています。

教育長

保護者の意識改革も必要かもしれませんが、その前にやはり教職員、先生方の意識改革も当然必要になってくると思います。「働きがい」というのが、それが「量」だけではないということであったり、そのようなことも含めて、平均的な数値だけで終わらずに、個々の先生方の状況を見ながら進めてほしいなと思っていますのでよろしくお願いします。

藤村委員

言葉尻を捉えるわけではありませんが、「やらざるを得ない」や「仕方がない」という消極的な意識ではないですね、校長先生方は。むしろ「やらなければいけない」という前向きな姿勢で取り組まれていると感じています。これまで、各学校で様々な取組を進めてこられたのも事実です。ただ、「これ以上何をすればいい

のか」という手詰まり感があるのではないかと感じられます。

また、今回の法改正に対して現場ではどの程度期待されているのでしょうか。これを見る限りでは、現場の実感としては、あまり期待が持てないという状況なのかもしれません。教育長も「意識改革」とおっしゃっていますが、教員たちも「そこまでは必要はない」と考えながら進めているところがあるかもしれません。しかし、意識改革だけでは大きな変化を生むのは難しいでしょう。だからこそ、システムを構築したり、具体的な手立てを講じたりする必要があります。そうした対策が明確に見えてこない限り、状況は大きく変わらないのではないかと感じます。

もう1つ重要なのは、業務管理における管理職の意識です。これが非常に大きな影響を及ぼすと思います。現場では「言っても仕方ないかもしれないが、なんとか期待を持ちながら取組を進めよう」という気持ちは少なからず持たれているのだろうと感じます。また、打開の可能性を感じておられる面もあるかもしれません。ただ、正直なところ校長先生方は「まだ打つ手がある」と考えていらっしゃるのでしょうか。この点についても、難しい部分があると感じています。

学校教育課参事

校長先生方は「まだできることがある」という認識を持たれているようです。例えば、先ほども申し上げたように、時間外在校等時間の状況に着目し、勤務時間が終わる午後5時以降の過ごし方を工夫することで、さらに効率化を図れるのではないかと考えておられる方もいらっしゃいます。また、働き方の具体的な内容や、自分たちの学校のカリキュラムの中で改善可能な点がないかどうかについても、検討を進めていただいている状況です。このように、校長先生方は「何かできることがある」と前向きに捉えていることが確認できています。

ただ、一方で学校現場の努力だけでは対応が難しい部分もあるため、それについては事務局がしっかりと考えていかなければならないと思っています。また、市長部局との連携も必要になる場面があるため、私たち事務局としては庁内での調整を図りながら、具体的な案を検討し、課題解決に向けて進めていきたいと考えています。

教育長	他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。 それでは、ご意見・ご質問がないようですので、次へ進みます。 続きまして、報告事項（５）「令和７年度９月までの問題行動等報告について」、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課長	[令和７年度９月までの問題行動等報告について説明]
教育長	説明が終わりました。ご質問ございましたら、お願いします。特にございませんか。無いようなので、次に進みます。報告事項（７）「各課事業日程報告について」、教育政策課より説明をお願いします。
教育政策課長	[各課事業日程報告について説明]
教育長	説明が終わりました。ご質問ございましたら、お願いします。特にございませんか。それでは、秘密会以外の審議はすべて終了いたしました。 会議の始めに、お諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。ご苦勞様でした。 それでは、暫時休憩します。
	【暫時休憩】
教育長	それでは秘密会として再開いたします。報告事項（６）の報告を受けます。「令和７年度９月までの問題行動等具体的事案及び追跡報告について」、学校教育課から説明をお願いします。
	【以下、秘密会のため削除】
教育長	これにて秘密会を解きます。 本日の案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

